

## 『団体のひろば』掲載基準

### 1 掲載できる内容

- (1) 催し物情報 市民活動団体等が市内の公共施設等で主催する催しの紹介
  - (2) 会員募集 市内の公共施設で活動している市民活動団体等の会員募集
- ※市民活動団体とは、2人以上で構成され、構成員の半数以上が市内在住・在勤・在学であること。また、年齢や性別等を除き、加入に際して特別な条件がないこと。

### 2 掲載できないもの

- (1) 政党・政治的・宗教的活動に関連したり同活動を連想させたりするもの
- (2) 営利目的(講師自身が会費を集めて行うものや営業行為との区別が困難な場合は営利活動と判断します。)
- (3) 催しにかかる費用や会員募集の入会金・月額等が過度に高額なもの
- (4) 個人や事業者の利益や、PR等につながる可能性のあるもの
- (5) 会員のみを対象とした案内や連絡、定例的な行事など
- (6) 求人・求職案内、利益を追求する営業に関するもの
- (7) 個人で必要とするものの募集や差し上げますというもの
- (8) 校正確認等の連絡が取れないもの
- (9) その他、行政広報として掲載にふさわしくないと判断されるもの

### 3 掲載登録

掲載を希望する場合は、事前に「掲載団体登録用紙」を市に提出してください。審査後に、掲載の申請をすることができます。

市から会員名簿や活動状況(予算、決算の状況や計画書等)に関する書類等の提出について請求があった場合は速やかに提出願います。

※既に市民活動団体又は社会教育団体として市に登録している団体は、「掲載団体登録用紙」等の提出は不要です。

### 4 注意事項

- (1) 掲載順序は申し込み順とし、1. (1) 催し物情報を優先的に掲載します。  
1. (2) 会員募集については、掲載時期を指定できません。記事の量に応じて順次掲載していきます。あらかじめご了承ください。
  - (2) 催し物情報の原稿提出の受付は、希望掲載号発行日の3か月前から、発行日前月10日の午後5時までです。原稿提出の締め切りが閉庁日と重なった場合は直前の開庁日が締め切りとなります。詳しくは広報紙、ホームページをご覧いただくか地域振興課へお問い合わせください。
- 会員募集については、掲載時期を指定できないため、隨時受付を行います。

- (3) 同一団体の催し等の掲載は 6 か月以上の間隔、会員募集は 12 か月以上の間隔が必要です。
- (4) 掲載の申請は、専用の申し込み用紙に記入のうえご提出ください。
- (5) 原稿は正確にお書きください。変更等があった場合は、市からの連絡予定期までにご連絡をお願いします。掲載後に生じた問題に関しては、市は一切の責任を負いません。
- (6) ページの構成等により、要旨を変えない範囲で広報担当により加筆・除筆する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (7) 広報紙全体の構成段階で掲載にふさわしくないと判断した場合は、掲載できません。
- (8) 記載する問い合わせ先の電話番号や掲載内容の校正確認のため、市からご連絡します。つながりやすい連絡先をお書きください。連絡が取れない場合は、2. (8)に基づき記事の掲載はできません。
- (9) 掲載後、市への苦情やトラブルがあった場合、以降の同内容の記事について掲載を見合わせる場合があります。
- (10) 催しと会員募集の同時掲載はできません。(催し物の原稿内に会員募集の文言を入れることも含む)
- (11) 会員募集を目的とした体験会等は会員募集の原稿としてご提出ください。
- (12) FAXで原稿を提出する方は誤送信等のトラブル防止のため、送信後に必ず地域振興課へご連絡ください。また、開庁日以外にFAXで原稿を提出される方は送信後の翌開庁日にご連絡ください。
- (13) 広報紙に掲載した内容は、連絡先も含めて「羽村市公式サイト」にも掲載しますのでご了承ください。